

発議第4号

北方四島へのロシア法令に基づく「特惠制度」に対する意見書案

上記の議案を、別紙のとおり別海町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

令和4年6月24日

別海町議会議長 西原 浩 殿

提出者 別海町議会議員 小林 敏之

賛成者 同 今西 和雄

同 戸田 憲悦

同 松 壽孝雄

同 木嶋 悦寛

北方四島へのロシア法令に基づく「特惠制度」に対する意見書

プーチン・ロシア大統領は、昨年9月の東方経済フォーラムにおいて、ロシア法令に基づくことを前提とした北方四島を含む地域の経済開発に関する「特惠制度」の導入を発表し、今般、ロシア側では、日本及び第三国企業等を対象とし、関税及び主要な税の免除などにより投資を呼び込む「特惠制度」の導入に関する法令を成立し、発効させた。

ロシア法令に基づくことを前提にした制度を北方四島へ導入することや、日本企業及び第三国企業等へ経済開発への関与を広く呼びかけることは、北方領土に関する日本の一貫した立場や首脳間の合意に基づき日ロ間で議論してきた北方四島における共同経済活動の趣旨と相入れないものである。

日本の立場はこれまでもロシア側に対して累次、申し入れてきたにもかかわらず、今般、ロシア側が一方的に我が国固有の領土でありロシアに不法占拠されている歯舞、色丹、国後、択捉の北方四島への「特惠制度」の導入に踏み切ったことは、北方領土を行政区域とする北海道として、到底容認できず遺憾である。

よって、国においては、ロシア政府に対し、ロシア法令に基づく「特惠制度」の導入について断固抗議するとともに、日本企業及び第三国企業等から北方四島への投資が行われないよう、国内はもとよりロシア側及び第三国に対して働きかけるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年6月24日

北海道野付郡別海町議会議長 西 原 浩

(意見書提出先)

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 外務大臣 沖縄及び北方対策担当大臣